

春秋左氏作者私考

米 山 寅 太 郎

春秋左氏の作者に關しては、之を云ひて左丘明となすのが、古來の通説であるが、而も左丘明其の人の姓氏に關しては、或は姓は左、名は丘明と云ひ、或は左丘復姓、名は明なりと云ひ、或は左丘明前後二人あり、其の一人は左姓、丘明は名、其の他の一人は、姓は左丘名は明と云ひ、又或は、左は號、丘は姓、明は名と云ふの等、洵に聚訟紛々として定説なき所である。

左氏作者を以て左丘明となすの説は、史記十二諸侯年表序に、

魯君子左丘明懼弟子人々異端各安其意失其眞。故因孔子史記具論其語。成左氏春秋。

と存するを以て嚆矢とする。而して、其の所謂魯君子左丘明が果して論語の左丘明を指せるや否やに就いて、史公は何等明言する所はないが、劉歆に至つては、春秋左氏を顯彰し、明に之を論語の左丘明に稱してゐる。

歆以爲左丘明惡與聖人同。親見夫子。而公羊穀梁在七十子之後。傳聞之與親見之。其詳略不同。漢書楚元王傳、

子曰。巧言令色足恭。左丘明恥之。丘亦恥之。匿怨而友其人。左丘明恥之。丘亦恥之。論語公冶長篇、

と存するもの是である。

既に左氏春秋を以て其の作を左丘明に繋くるとすれば、其の書の名付くる所より之を推して、左は姓、丘明は名なりと云ふべきか、或は劉歆補所説のごとく、複姓(左丘)は其の中の一のみ(左)を稱し得るとなしなければならぬ。歆は此の故に、

及春秋左氏丘明所修漢書楚元王傳、

と云ひて、左姓説を取り、杜預亦従つて左傳序に丘明を言ひ、孔疏には明に

丘明爲傳。以其姓左故號爲左氏傳。

と解いて居る。

然るに、大史公は自序に

夫詩書陰約者。欲遂其志之思也。昔西伯拘美里。演周易。孔子厄陳蔡。作春秋。屈原放逐。著離騷。左丘失明。厥

有國語。孫子廣脚。而論兵法。不韋遷蜀。世傳呂覽。韓非囚秦。說難孤憤。詩三百篇。大抵賢聖發憤之所爲作也。

と述べて居り、若し茲に左丘失明、厥有國語と存するものを以て眞なりとすれば、必ず左丘複姓でなければならぬ。

然るに、此の自序の文は、

所引者凡七事。然以今考之。孔子作春秋。在歸魯以後。非厄陳蔡之時。呂覽之成。懸諸國門。是時不韋方爲秦相。

亦未遷蜀。屈原放逐。作離騷。在懷王之世。至頃襄王。乃遷之江南。非放逐而賦離騷也。韓非傳。作孤憤說難。皆

在居韓時。秦王見其書而好之。韓乃遣非使秦。亦非囚秦而作說難孤憤也。豐鑑考信 錄卷之二

と清儒崔述の論ぜるが如く、敘事已甚疑ふべきものあるに考へられ、従つて、其の中に挾まるゝ、所謂左丘失明厥有國

語の語も、亦信すべからざるものゝ知くにも考へられるのである。さりながら、左丘失明、厥有國語並に其の下の孫子

廣脚、而論兵法については、漢書司馬遷傳報任安書に、再び

及知左丘明無目。孫子斷足。終不可用。退論書策。以舒其憤思。

と載せて居り、史記孫吳列傳、孫武の孫孫廣の條には、

孫廣以此名顯天下。並傳其兵法。

と云ひ、韓非子難言篇には、

傳說轉讒。孫子廣脚於魏。吳起収泣於岸門。

と存して、孫子廢脚而論兵法の事、或は信なるを思はしむるものがある。而して、今左丘失明の事、太史公之に配して、再出するに見れば、左丘失明の事も亦或は信じて可なるものと言はれねばならぬ。且つ、前掲太史公自序の

西伯拘美里。演周易。孔子厄陳蔡。作春秋。屈原放逐。著離騷。不韋遷蜀。世傳呂覽。韓非囚秦。說難孤憤。

等の語について更に之を見れば、其の災厄に遭ふと著作せると、其の年次は洵に崔述所説の如く實事と相反するものありとするも、其の災厄と成著との個々の歴史的事件に至つては、各人に悉く信じて可なるものである。従つて、其の中に存する左丘失明も必ずしも不脛を稱し得ない。かくて之を見れば、左丘失明の語は必ず何等かの事實傳承に基いて記する所ありと言はれねばならぬ。

既にして、此の語を以て存すべしとなせば、表序に左丘明成左氏春秋と云ひ、(之を以て左氏姓を解すものとなす限り)、自序に左失明、厥有國語と云へるとは、左丘明姓氏に關して全く相背馳するの已なきにむ至るのである。(尤も複姓左丘は其の一字のみを分稱し得とせば別問題なるが。)

此處に於てか、宋の葉少蘊は、

古有左氏左丘氏。太史公稱左丘失明厥有國語。今春秋傳作左丘氏。而國語爲左丘氏。

となし、一は其の姓左、一は其の姓左丘、二の左丘明存せりと云ひ、朱彝尊は

左丘爲複姓。單稱左者、疑孔門避諱。經義考

となし、劉寶楠は、

案史公以左丘連文。則左是兩字氏、明其名也。左丘亦單稱左。故舊文皆言左傳。不言左丘傳説。說者疑左與左丘爲

二。作國語者左丘明。作左傳者別一人。與史漢諸文不合。非也。論語正義卷六

と説けるなど、皆な兩者の矛盾を解かんとする努力である。而して、餘正變は其の著癸巳類稿第五に「左丘明子孫姓氏論」を掲げて論をなし、左は號、丘は姓、明は名なりと云つて居る。即ち、餘氏は、廣韻七八、尤邱注不風俗通、並に忿

就篇卷一、丘則剛、宋王應麟補注引風俗通に、共に、

魯左丘明之後。又(云)齊太公封於營丘。子孫以地爲氏。

と存するものを引いて、左丘明、丘姓説を提唱し、次いで、左に關しては、

邱明傳春秋而曰左氏傳者。以爲史官言之。如司馬遷書今名史記也。春秋公羊穀梁題姓者、毛詩韓詩之比。左傳不題姓者。齊詩魯詩之比。云々、此則春秋時、周公爲宰。題宰周公。不必是宰周。司馬遷後稱史遷。不必姓史。

と論じて居る。洵に俞氏の左號、邱姓、明名の説に従へば、史記の二つの文も易々、兩存其の全通を得と稱し得る。是に於てか、劉師培は、直に其の説を襲ねて、左盦集卷三に、劉氏論語正義左邱明姓氏駁義を作り、説を俞氏に取つて劉寶楠を難じ、京都の重澤俊雄氏も亦左傳原始に於て、俞劉二家に贅し、是を以て左丘明姓氏の問題は解決せられたりと稱せられた。

然し乍ら、筆者を以てすれば、猶俞氏所説に對して疑惑なき能はない。即ち、俞氏邱姓説の論據は、一に、風俗通にかゝつて居るのであるが、風俗通の言たる特り必ず左丘明の子孫たるべきを明言せぬのである。又之を齊太公封於營丘に繋けて兩者並有疑問を有してゐる。而も、急就篇卷一丘則剛の條には

陳有宛丘。居之者以爲姓。又邾存丘弱。後亦爲丘氏。

と説き、丘姓必ずしも、之を左丘明太公の後にのみ繋ぐべからざるものがある。恐らく、風俗通の如きは、特に其の著名なる先人により、左丘明に丘とあるに牽引せられた附會であつたのではなからうか。確證あつての立言ではあるまいと考へられる。かくて見れば、左丘明の後世子孫、丘姓を稱したと斷ずる事は尙早に過ぐと稱せらるべきではあるまいか。俞正燮は更に宰周公の宰を以て左丘明の左に比況し、其の號たるべきを説くのであるが、此の宰左の比況は、果して其のまゝに可なりとして肯定せらるべきものであらうか。思ふに、宰は其の居る所の官職を示し、之を以て號となす意義は之を認むべきも、左に至つては、其の官職の何たるかを知り得ぬのである。左史の官なるが故に、左を號とな

すこと恰も宰周公の宰の如しとは通すべからざるものである。若し、左に比せんとするならば、大宰小宰内宰等に於ける大小内外等を以てすべきであり、若し宰に況せんとするならば、左史の史を以てすべきであらう。果して、然りとすれば、兪氏が宰を以て左に比況したるは、未だ其の宜しきを得ざるものなりと、言はれざるを得ぬのである。且つ、之を左傳の例に見るに、官職に於ける左右大小内外の等を以て號となし、其の姓氏名の上に冠するの例は求めて未だ之を得ぬのである。かくて見れば、其の左號説も頗る怪しむべきものありと言はれざるを得ぬ。

然らば、左丘明姓氏の問題は之を如何に解決すべきであるか。筆者は之に關しては、次の如き理由を數へて左丘複姓説を取らんと欲する者である。

一、前記の如く、左傳の例に見て、官職に於ける左右内外大小の等を以て號となし、其の姓氏の上に冠する者之無く、従つて左丘明の左は恐らく號にあらざるべきこと。

二、嘗試に丘を以て其の姓氏名に配せる例を左傳に求むるに、

鄭丘緩、籍丘子鉏、渠丘公、卜楚丘、萬著丘公、丘弱、梁丘據、閔丘嬰、閔丘明、閔丘息、孔丘、

の如きが存する。而して、其中、孔丘の丘が、其の頭尾丘に類し、以類命爲象の名であるの外は、鄭丘、籍丘、渠丘、楚丘、著丘、丘會幾云、虛丘或岡丘也、梁丘、閔丘悉く地名に取つたものであり、殊に、閔丘明、左丘明相配して之を見れば、閔丘の姓、明の名なるに對し、左丘の姓、明の名たるを類推せしめ、左丘の地名に出づるあるを疑はしむること。

三、元和姓纂に、齊國臨淄有左丘と云ひ、通志氏族略に、論語之左丘明居於左丘、以地爲氏と存するものは、明に左丘地名の存せしを窺ふに足るべきこと。

四、史記自序に左丘失明と云へるは、左丘の複姓たるを證すること、

此等論據は猶曖昧に屬するものもあるも、筆者はかくして、左丘複姓説を以て最も是を得たるものであると思惟する。既にして、左丘明を以て複姓なりとすれば、(左丘明前後二人あり、其の一人は姓左、他の一人は姓左丘なりとは、頗る

に出でて、信じ難いものであるから、所謂複姓なるものは、其の一字をのみ稱し得られたものであり、従つて、史記に十二諸侯羊衷序に左丘明成左氏春秋と云ひ、左丘失明厥有國語とも云へたのであらうと想像せられる。劉寶楠の立場をとる。而して、論語の左丘明の左氏を作り得ぬ事は、既に唐の啖趙以來明にせられたる所であり、

啖氏依舊說、以左氏爲邱明受經於仲尼。今觀左氏解經淺於公穀。謬謬實鮮。若邱明才實過人。豈宜若此。云々。且夫子自此皆引往人。故曰。竊比於我老彭。又說伯夷等六人。云我則異於是。並非同時人也。邱明者蓋夫子以前賢人。春秋集傳纂例趙氏揚益義第五

後人謂左氏爲左丘、非也。趙氏曰。公穀皆孔子之後人。不知師資幾也。左丘明乃孔子以前賢人。而左氏不知出於何代。惟啖趙立說以破之。未有的論。然後世終不以丘明爲左氏者、則自啖趙始矣。宋鄉樵、六經

又左氏國語自體の研究よりしても、其の成立年次は大體西紀前三百二・三十年前後に存すとすする事を以て宜しきを得たりとすべきが如くである。かくて見れば、左氏、國語の作者を以て論語の左丘明に繋けたるは、恐らく、左氏國語發展途上に於ける一附會であつたであらう。然らば次に、史公は何に基いて、自序（並に報任安書）に於て左丘失明厥有國語の事を立言し得たのであらうか。

筆者は國語左氏の成立に關しては、其の時前後甚しくは相去らず、大體西紀前三百二・三十年頃に成立し、而も左氏は國語より取れりとの考へを懐くものであるが、（此の事に關しては後日再び述べる機會もあらうと思ふ、今日は紙數の都合で欠くこととする。）其の内國語を以て始め樂師瞽矇の屬に諷誦せられ、後遂にそれらの中の何人かによつて成著せられたるものに非ずやと疑ふ者である。然らば、此の國語に關する想定は、如何にして可能であるか。

一、前揭史記太史公自序の文

夫詩書陰者。欲逐其志之思也。昔西伯拘美里。演周易。孔子厄陳蔡。作春秋。屈原放逐。著離騷。左丘失明。厥有國語。孫子廢脚。而論兵法。不韋遷蜀。世傳呂覽。韓非囚秦。說難孤憤。詩三百篇。大押賢聖發憤之所爲作也。

之を見るに、前にも既に云へるが如く、左丘失明厥有國語を除くの他、各人成著の事業と、災厄に遭逢せるの事とは、其の時或は前後相反するものありと雖も、而も成者と災厄とは、個々夫々に悉く各人に取つて事實である。然れば、其の間に介在する左丘失明厥有國語の事も、亦必ず何等かの事實を傳承せる事に基く記録なりとされねばならぬ。かくて考ふれば、國語は史公により必ず盲人の作る所なりと信ぜられて居つたと云はれねばならぬ。

二、國語左氏の中には、詩の成立を説き、或は之を賦し誦し奏すの等、詩を述ぶるもの極めて多く、まゝ童謡を引くものもある。其の道の人に非ざれば恐らく斯くの如くなるを得ず、常人の決して希及し得べき所ではない。然るに、古昔詩は盲人の司る所であり、其の耳に專一なるが爲へ、周禮春官宗伯には、樂官に大司樂以下大師小師瞽眡眠瞭の屬を掲げ、又左傳襄公十四年に瞽爲詩と載せてゐる。かくて古昔詩は樂瞽の司る所なるに省みれば、國語の成立は、恐らくかくの如き人によつたものであらう。

三、國語左氏を見るに、好んで將來を卜し、天道を云つてゐる。蓋し、將來を卜し、天道を云ふは、是れ又多く瞽史の司る所であつた。

魯侯曰。寡人懼不免於晉。今君曰。將有亂。敢問天道乎。抑人故也。單子對曰。吾非瞽史。焉知天道。國語 周語下、

瞽史記曰。嗣續其祖。如穀之滋。必有晉國。國語 晉語、

吾聞、晉之始封也。歲在大火。閔伯之星也。實紀商人。商之饗國三十一王。瞽史之記曰。唐叔之世。將如商數。

然れば、瞽も亦天道を知つてゐたのである。

汲冢所得に、師春一篇が存したと云ふ。而して、晉書束皙傳に。

師春一篇書左傳諸卜筮。師春似是遺書者姓名也。

と云ひ、史通に、

師春多載春秋時筮者繇辭。將左傳相較。遂無一字差舛。

と載せてゐる。思ふに師春は左傳に出づる晋の師曠と同様、其の職業師に存したものであらう。然らば、之も亦樂師天道を云ふの證となす事が出来る。

四、國語左氏の中には、古帝王諸侯國の世系譜を稱するものが多い。而して、周禮春官宗伯には、

瞽矇掌播兆鼓祝歌墳籥管弦歌。諷誦詩世奠繫。鼓琴瑟。

注、杜子春云、帝譜爲定、其字爲奠。書亦或爲奠。世奠繫、謂帝繫、卿大夫世本之屬是也。小史次序先王之世、昭

穆之繫、述其德行、瞽矇主誦詩、并誦世繫、以戒勸人君也。故國語曰、教之世、而爲之昭明德而廢幽昏焉。

以休懼其動。玄謂諷誦詩、主謂厥作極諡時也。諷誦王治功之詩、以爲諡。世之而定其繫。謂書於世本也。

(諷誦詩世奠繫句切有二。一者諷誦詩爲句、世奠繫爲句、一者諷誦詩世爲句、奠繫爲句。)

と誌してゐる。其の句切に、就いては、杜子春、鄭玄互に之を異にしてゐるがとまれ、其の何れによるも、瞽矇が、

古帝王諸侯國の世系に通じ、之を司れることを察すべく、之を以て、又國語左氏と瞽矇との相闘を窺ひ得べし。

五、丹羽正義氏著文那歴起述源考支那學論叢によるに、『記録が史の手に移るまではもとより、移つて後も、記録によつて

傳へられたものは、大體史の司る儀禮と曆とに關することのみで、その他の職務の實際上の知識以外のことが傳へら

れたのは實に諷誦によつたのであつて、それが瞽とか腹とか師とかの職であつたと考へられる……説話をそのまゝ諷

誦するといふことは、やがて發達して自ら事學を記述し、之を諷誦して傳へるに至つた……』と云はれ、又氏によれ

ば左傳は記録と諷誦とが、其の内容に於て結合したもなることを知るのであるが、果して、然りとせば、瞽矇が、

國語左氏に記載せらるゝ説話を諷誦し、遂に成著するに至りたりとなすも、必しも附會なりと稱すべきではない。

六、題して國語の語と云ふは、墨子公孟篇に所謂魯語が魯國の言葉とも解せらるべきが如く、各國説話の諷誦を意味

し、後世の所謂語り物の意義を其の内に含んで居つたのではなからうか。

筆者は以上の如き想定の下に、我國に於ける戦記文學、平家物語が、琵琶法師の口舌に傳承せられて、遂に成著せられるに至りたる事實を想起し、國語も亦瞽瞍の徒によつて諷誦せられ、遂に竹帛にあらはさるゝに至つたものではないかと疑ふ者である。

若し、果して然りとすれば、左氏が左丘明と關聯付けられ、従つて、それと密接不可分な關係を保つ國語も亦左丘明との聯繫を發生し、而も、國語の場合にありては、更に瞽瞍之を作るの事實傳承も加つて、遂に左丘失明厥有國語と言ふが如くになつたのではなからうか。

とまれ、既にして、左氏春秋の左氏は左丘明に非ず、左丘明なりとなすは、ある時代に於ける附會なりとするならば、抑々左氏とは如何なる人であらうか。

朱子は之に關して、

或云、左氏は楚史倚相之後。故載楚史較詳。朱子語類 卷八三

と云ひ、鄭樵亦

左氏之書、序晉楚事詳。如楚師燬猶拾漕等語、則左氏爲楚人。六經奧論 卷四
と論じて、左氏楚人説を取るのである。

瑞典の Bernhard Karlgren (高本漢、或は珂羅備倫と譯す)は、其の著左傳の直僞及其性質に於て、論孟の語を以て、魯語なりと假定し、七種の助字、(一)、若と如、(二)、斯(則の義)、(三)、斯(這箇の義)、(四)、乎(於の義)、(五)、與(疑問語尾)、(六)、及と與、(接續詞)、(七)、於と于とを拉來つて、之を左傳の用法と比較し、言語流系的に、左氏の成立が魯の國に屬すべきか否かを決定せんと試みた。而して、

一、左傳不是孔子作的、

二、左傳不是孔子弟子作也。不是像司馬遷所說「魯君子」作的。因爲魯語完全不同的方言寫的。

三、左傳或者一個人作者、或者是——假如沙畹的話是封的——幾個人作的、而屬於一個地方的。因為牠的文法是全書一致的。所以假使地——或者他們——採用各國的春秋作材料。那麼他——或者他們——並不是很簡單的把牠們湊起來。

實在是用他們自己的語言從新寫的。(陸侃如翻譯に依る)

と結論した。高本漢の研究それ自身に關しては、二・三疑問をさしはさむべき餘地は存するのであるが、まづ、左氏作者を以て魯人に非ずとなす從來諸説に比して、最も科學的證明法を取らんとしたものであると云ふ事が出來ようと思ふ。従つて、此の立場を肯定する限り、史記以下が、魯君子左明と稱した魯君子説も亦自ら附會に出づるものあるを知らねばならぬであらう。

而して、今更に、朱鄭立説の如く、分國記事の詳簡が、作者の地方を決定する上に、何等かの權利を保有する事の肯定の上に立つて、衛聚賢の分國事詳簡の統系に依れば、

左傳

- 1. 晋——26.5%
- 2. 楚——18. %
- 3. 魯——14. %
- 4. 齊——10. %
- 5. 鄭——10. %
- 9. 衛—— 6. %
- 7. 宋—— 5. %
- 8. 周—— 4. %
- 9. 吳—— 3. %
- 10. 秦—— 1.5%
- 11. 陳—— 1. %
- 12. 曹—— 1. %

となり、晋を第一に數へねばならぬ。而して、清儒姚鼐字姬傳は嘗つて、左傳成立に就きて説を成し、

余考其書。於魏氏事、造飾尤甚。竊以爲吳起爲之者。蓋尤多。夫魏絳枉普悼公時、甬佐新軍、在七人下耳。安得平鄭之後賜樂獨以與絳。魏献子合諸侯于位之人。而述其爲政之美詞。不恤其夸。此豈信史所謂論本事而爲之傳者耶。

國風之魏。至季札時、亡久矣。與邶鄘等而札胡獨美之曰。以德輔此則明主也。此魏大名公侯子孫必復其始之語。皆

造飾以媚魏君者也。又忘明王之稱。三晉篡位後之稱。乃非季札時所宣有。適以見其誣耳。云云、(左傳補注序)、と云ふ。吳起爲之者蓋尤多の説は、別錄記載の先秦左氏傳流に基いたものであつて、取るべからざるの説であるが、之を皆後の三國にかけて、造飾甚しとなせる點は、洵に左傳を見て、肯綮にあたりとすべく、又之を前掲衛氏統計表の晋事記載の最多なるに願みれば、左氏作者は、其の國或は晋三分後の魏にあつたものではなからうかとも考へられるものである。

韓非子の中には、衛に左氏なる地名の存した事が誌されて居る。

衛嗣君之時。有胥靡。逃之魏。因爲襄王之后治病。衛嗣君聞之。使人請以五十金買之。五反而魏王不予。乃以左氏舊説、左氏都邑名。易之。群臣左右諫曰。夫以一都買胥靡可乎。王曰。非子之所知也。夫治無小。而亂無大。法不立而誅不必。雖有十左氏。無益也。法立而誅必。雖失十左氏無害也。魏王聞之曰。主欲治而不聽之不詳。因載而往。徒獻之。

内備説上、戰國策衛策有略同文、

吳起衛左氏中人也。韓非子外備説右、

と存するものは是である。既に、地名に左氏と云ふ。其の名の山つて起る所以を考へて見ると、其の地に元、左を以て氏となすもの(或は豪族か)あり、遂に取つて其の邑地に名付けたすのであるかも知れぬ。とまれ、左氏なる地名が、戰國當時衛に存した事は事實である。唐の酈道元の水經注卷十一、澠水又東過博陵、縣南之條、

博水又東南逕穀梁亭南。

と載せて、博陵に穀梁亭亭宿驛なるものゝ存した事を示して居る。若し、此の穀梁亭の宿名を以て古昔より存せるものなりとするならば、彼の春秋穀梁傳と地名穀梁、左氏春秋と地名左氏との兩者の相關は、何等かの類推を可能ならしむるものではなからうか。即ち此等春秋傳の名稱は、地名より起つたとする事はである。疑へば、左氏春秋の作者は、或は此の邊に存したものであるかも知れぬ。若し之を以て是なりとすれば、戰國當時衛と魏とは互に境を接して居つたので

あるから、何等かの事實が伏在して、遂に前述の如く、晋魏の事を誇美して多く記載するに至つたのであらうとも理解せられるのである。

晋書東晉傳記載の汲冢出土書目の中に、

國語三篇、言楚晋事。(名三篇似禮記。又似爾雅論語。)師春一篇。書左傳諸卜筮。師春似是造書者姓名也。

と存する。出土書目については異説はあるが、この東晉傳によつて考へれば、左氏と密接不可分の關係を保つ國語(國語分國記事簡統系は、衛氏によれば、百分率に於て晋四一、周一九、楚十、吳八、越六、鄭四となつてゐる。)並に、左傳諸の卜筮を書せりと云ふ師春一篇が、魏王の古憤中より發掘されと云ふ事も、左氏作者を考ふる上に於て何等かの示唆を含むものであるかも知れぬ。(一月二十二日)。